

○霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年11月7日

規則第209号

改正 平成25年5月24日規則第30号

平成26年2月24日規則第10号

平成26年8月11日規則第36号

平成28年9月23日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第278号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の準用)

第2条 条例の施行については、以下に定めるものを除き、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年霧島市規則第208号)の規定を準用する。この場合において、同規則中「市営住宅」とあるのは「市営単独住宅」と読み替えるものとする。

(入居基準)

第3条 条例第6条第1号に規定する基準(以下「第1号基準」という。)に該当する者は、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第277号。以下「市営住宅条例」という。)第6条又は第7条に規定する入居資格を有していない者で、住宅に困窮していることが明らかなもの又は当該入居資格を有しているが、入居申込み時点において市営住宅条例第2条第1号に規定する市営住宅に空き家がなく住宅に特に困窮している者で家賃の支払能力があると認められるものとする。ただし、次の各号に掲げる住宅に入居しようとする者は、第1号基準に加え、当該各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 神宮前住宅 入居申込み時点において、現に同居する配偶者及び霧島小学校への入学を目的とする小学生以下の扶養者がいる者
- (2) 高千穂団地1号棟 入居申込み時点において、高千穂地域に就職し、又は就職が内定している満18歳以上の者で、入居申込者が未成年であるときは保護者が連帯保証人となるもの。この場合においては、単身による入居も認容するものとする。
- (3) 駅前単身住宅 入居申込み時点において、就職し、又は就職が内定している満50歳未満の者
- (4) まきば住宅 入居申込み時点において、満65歳以上の単身者で、年金収入以外の収入のない者。

2 条例第6条第2号に規定する基準に該当する者は、満18歳以上の単身者で、かつ、家賃の支払能力があると認められるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の横川町町営住宅使用条例施行規則(昭和61年横川町規則第2号)、牧園町営単独住宅管理条例施行規則(平成10年牧園町規則第3号)又は霧島町営単独住宅設置及び管理条例施行規則(平成12年霧島町規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年5月24日規則第30号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年2月24日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日の日以後に入居申込みを行う者について適用し、同日前に入居申込みを行った者については、なお従前の例による。

附 則(平成26年8月11日規則第36号)

この規則は、平成26年8月11日から施行する。

附 則(平成28年9月23日規則第34号)

この規則は、平成28年9月23日から施行する。